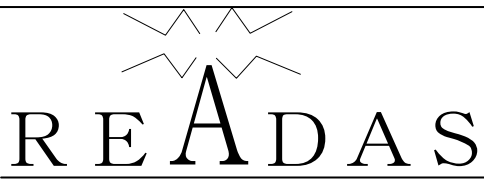


第 4951 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月28日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 出向者がある場合の所得拡大促進税制

**Q**：平成26年4月から、所得拡大促進税制の要件が一部緩和されるそうですが、出向者がいる場合の給与は、どのように扱われますか？

**A**：給与負担金の支払いがあれば、それを除外します。

### 【解説】

所得拡大促進税制とは、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの各年。以下「適用事業年度」という）において、国内雇用者に対して給与等を支給し、以下の3つの要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除（ただし、適用事業年度の税額の10%（中小企業の場合は、20%）が限度）ができる制度です。

- ①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること
- ②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること

平成26年4月1日以降は、この要件が緩和され、5%が適用1～2年目については2%、3年目については3%、4～5年目については5%にされ、平均給与等支給額の比較方法が「継続雇用者」に限定されることになっていますが、出向者にかかる給与負担金がある場合には、それを除外して判定することになっています。

